

恒設非常用発電機等の設置について

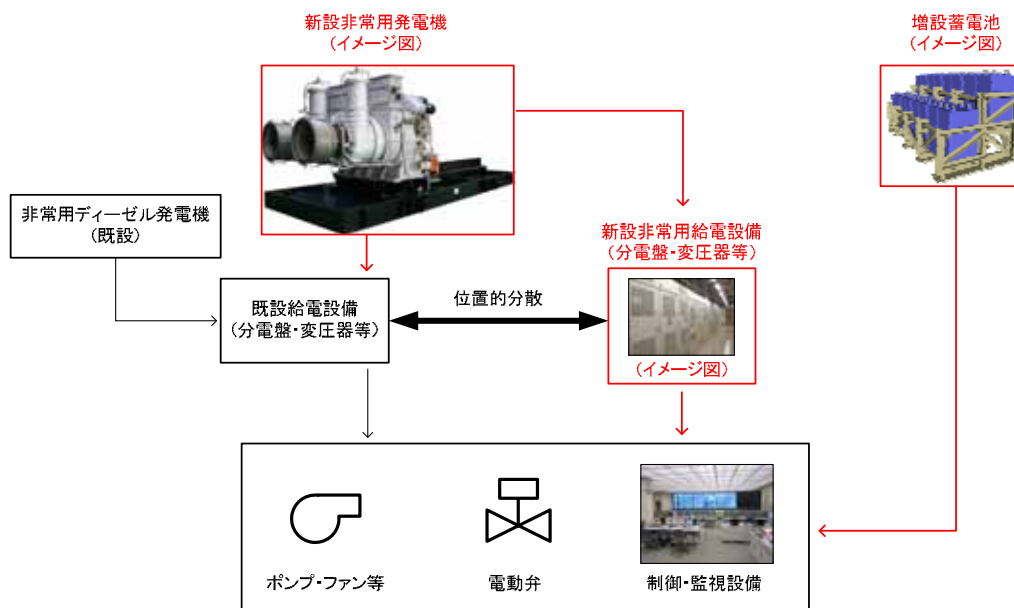
1. 概要

(1) 目的

- ・非常用電源に関する更なる信頼性向上のため、既設非常用ディーゼル発電機と冷却方式の異なる恒設非常用発電機を津波の影響を受けない高所に新たに設置する。また、非常用給電設備の設置および蓄電池の増設を行う。
- ・恒設非常用発電機は、事故時に、外部電源および非常用ディーゼル発電機が使用できなくなった場合に、所内の設備に電気を供給する。

(2) 基本仕様

- ・既設非常用ディーゼル発電機(水冷式)に加え、新たに空冷式の恒設ガスタービン発電機を設置する。
- ・既設の給電設備(分電盤、変圧器等)と位置的に分散した、新たな非常用給電設備を設置する。
- ・全交流電源喪失後、少なくとも24時間は必要な設備が稼働できるよう、既設の蓄電池に加えて新たに蓄電池を増設する。



2. スケジュール (3号機)

実施事項	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
恒設非常用発電機等の設置					
・恒設非常用発電機の設置					
・非常用給電設備の設置					
・蓄電池の増設					

許認可手続き等により変更の可能性あり